



| 目次 | ページ |
|------------------------------------|-----|
| 高知県人事委員会規則 | |
| ◎職員 の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ◎職員 の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 | 4 |

人事委員会規則

職員 の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月1日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第18号

職員 の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員 の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第10条第4項の規定により受給期間延長の通知書」を「第10条第5項又は第10条の5第3項の規定により受給期間延長等の通知書」に、「当該受給期間延長の通知書」を「当該受給期間延長等の通知書」に改める。

第10条第1項中「規定による」を削り、「受給期間延長申出書に受給資格証又は退職票」を「受給期間延長等申出書（以下「受給期間延長等申出書」という。）に医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合にあっては、退職票。以下この条及び第10条の5において同じ。）」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

第10条第2項中「に規定する申出は、」を「の申出は、当該申出に係る者が」に改め、同条第3項中「第1項に規定する」を「第1項の」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第2項ただし書の場合における第1項の申出は、受給期間延長等申出書に天災その他の申出をしなかったことについてのやむを得ない理由を証明することができる書類を添えないなければならない。

第10条第6項を削り、同条第5項中「受給期間延長の通知書の」を「受給期間延長等の通知書の」に、「その旨」を「、その旨」に、「記載し」を「記載した上」に改め、同項第1号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申出書」に、「受給期間延長の通知書」を「交付を受けた受給期間延長等の通知書」に改め、同項第2号中「受給期間延長の通知書」を「交付を受けた受給期間延長等の通知書」に改め、「又は退職票」を削り、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 任命権者は、第1項の申出をした者が条例第10条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等の通知書を交付しなければならない。この場合（第1項ただし書の規定に基づき受給資格証を添えないで同項の申出を受けたときを除く。）において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。第10条に次の2項を加える。

7 第1項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、当該代理人は、その資格を証明する書類と同項に規定する書類を添えて任命権者に提出しなければならない。

8 第1項ただし書の規定は第6項第2号の受給資格証に、前項の規定による届出について準用する。第10条の次に次の4条を加える。

（条例第10条第4項の人事委員会規則で定める理由）

第10条の2 条例第10条第4項の人事委員会規則で定める理由は、同条第1項及び第3項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことによるものであることとする。

（条例第10条第4項の人事委員会規則で定める事業）

第10条の3 条例第10条第4項の人事委員会規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、30日を経過する日が、条例第10条第1項に規定する雇用保険法第20条第1項の規定を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの
- (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が第16条第1項に規定する就業手当又は再就職手当の支給を受けたもの
- (3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと任命権者が認めるもの

（条例第10条第4項の人事委員会規則で定める職員）

第10条の4 条例第10条第4項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する職員とする。

- (1) 条例第10条第1項に規定する退職の日以前に同条第4項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念

する職員

(2) 前号に掲げる職員のほか、条例第10条第4項に規定する事業を開始した職員に準ずるものとして任命権者が認める職員（支給の期間の特例の申出）

第10条の5 条例第10条第4項の同項に規定する事業を開始した職員等による申出は、受給期間延長等申出書に登記事項証明書その他同条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて任命権者に提出することができるものとする。

2 前項の申出（以下この項及び次項において「特例申出」という。）は、当該特例申出に係る者が条例第10条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2月以内にななければならない。ただし、天災その他特例申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 任命権者は、特例申出をした者が条例第10条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等の通知書を交付しなければならない。この場合（第5項において準用する第10条第1項ただし書の規定に基づき受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。）において、任命権者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等の通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、任命権者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

(1) その者が提出した受給期間延長等申出書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等の通知書

(2) 条例第10条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等の通知書及び受給資格証

5 第10条第1項ただし書の規定は第1項及び前項第2号の受給資格証に、同条第3項及び第4項の規定は第2項ただし書の場合における第1項の申出に、同条第7項の規定は第1項の申出、第2項ただし書の場合における第1項の申出及び前項の規定による届出について準用する。

第13条第2項、第14条第2項、第15条第2項及び第16条第2項中「記載し」を「記載した上」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第10条関係）

受給期間延長等申出書

| | | | | | | |
|--|---|-----------------|----|-----|-------------|--|
| 申出者 | 氏名 | | 性別 | 男・女 | 受給資格 証番号 | |
| | 住所又は 居所 | | | | | |
| 退職年月日 | 年 月 日 | | | | | |
| ① この申請書を 提出する理由 | ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由 [] | | | | | |
| ② ①のAの理由 が疾病又は負 傷による場合 | 傷病の名称 | | | | | |
| ③ 職業に就くこ とができない 期間又は事業 を実施する期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | | |
| 職員の退職手当に関する条例第10条第1項又は第4項の規定により、上記のとおり関係書類を添えて申し出ます。 年 月 日 任命権者 様 申出者氏名 | | | | | | |
| ※処理欄 | 延長期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | | |

- 注 1 この申出書には、必ず受給資格証（受給資格証の交付を受けていないときは、退職票）を添えてください。
- 2 ③欄の期間が3年を超えるときは、最大限3年まで認められます。
- 3 ※印欄は、記載しないでください。

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第13条関係）

公共職業訓練等受講届

| | | | | | | | | | | |
|----------------|------------------------------|------------|--------------------------------|-------------------------------|---|--|---|--|--|--|
| ① 受給資格に関する事項 | 氏名 | | | | | | 受給資格証番号 | | | |
| | 住所又は居所 | | | | | | | | | |
| ② 公共職業訓練に関する事項 | ア 種類 | (ア) 公共職業訓練 | (イ) 雇用保険法第63条第1項第3号に規定する講習及び訓練 | (ウ) 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練 | (エ) 高齢者の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に規定する訓練 | (オ) 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの | (カ) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練 | | | |
| | | イ 職種 | ウ 期間 | | エ 昼夜間の別 | | 昼間・夜間 | | | |
| | オ 受講開始年月日 | 年 月 日 | | カ 終了予定年月日 | 年 月 日 | | | | | |
| | 上記の記載事実と誤りがないことを証明します。 | | | | | | | | | |
| | 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職・氏名) | | | | | | | | | |
| ③ 寄宿に関する事項 | ア 寄宿の事実 | 有・無 | | イ 寄宿開始年月日 | 年 月 日 | | | | | |
| | ウ 寄宿前の住所又は居所 | | | | | | | | | |
| | エ 家族の状況 | 氏名 | 受給資格者との続柄 | 年齢 | 職業 | 同居又は別居の別 | 別居している者の住居又は居所 | | | |
| | | | | 歳 | 有・無 | 同居・別居 | | | | |
| | | | | 歳 | 有・無 | 同居・別居 | | | | |
| | | | | 歳 | 有・無 | 同居・別居 | | | | |
| | | | | 歳 | 有・無 | 同居・別居 | | | | |
| | | | | 歳 | 有・無 | 同居・別居 | | | | |
| | | | 歳 | 有・無 | 同居・別居 | | | | | |
| | | 歳 | 有・無 | 同居・別居 | | | | | | |

| | | | |
|---|------|------|------|
| 職員の退職手当に関する条例施行規則第13条第1項の規定により、上記のとおり届け出ます。 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 任命権者 | | 様 | |
| 受給資格者氏名 | | | |
| ※処理欄 | 基本手当 | 寄宿手当 | 証明認定 |
| | | | |

- 注 1 この受講届には、必ず受給資格証を添えてください。
- 2 この受講届に記載された事項に変更があったときは、そのことについての証明書を添えて、速やかに任命権者に届け出てください。
- 3 ③欄のエについては、市町村長の証明書を添えることを求めることがあります。
- 4 ※印欄は、記載しないでください。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第25号）による改正後の職員の退職手当に関する条例第10条第4項及びこの規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に同項に規定する事業を開始した職員又は新規則第10条の4に規定する職員に該当するに至った者について適用する。
（経過措置）
- 3 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定による様式により使用されている書類は、新規則の規定による様式によるものとみなす。
- 4 旧規則別記様式は、新規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月1日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第19号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第13備考1中「第16条の2第1項」を「第16条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。